【表紙】

【提出書類】 訂正有価証券届出書

【提出日】 2024年9月10日提出

【発行者名】 野村アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 CEO兼代表取締役社長 小池 広靖

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 松井 秀仁

【電話番号】 03-6387-5000

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2023年9月13日付をもって提出した有価証券届出書(2024年3月27日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。)の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。 第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況 第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(4)発行(売出)価格

<訂正前>

取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額 に100.3%の率を乗じた価額(以下「販売基準価額」といいます。)とします。

なお、取得申込受付日の前営業日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては 100口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

<訂正後>

取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額 に100.3%の率を乗じた価額(以下「販売基準価額」といいます。)とします。

なお、取得申込受付日の前営業日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては 100口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

(8)申込取扱場所

<訂正前>

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

<訂正後>

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

(10)払込取扱場所

<訂正前>

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

<訂正後>

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間 > 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/ 第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1ファンドの性格

(1)ファンドの目的及び基本的性格

<更新後>

ファンドは、日本円換算したモスクワ取引所に上場する銘柄で構成されるロシアを代表する株価指数 (対象株価指数)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいい ます。)を目指します。

米ドルベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて算出します。ただし、当該レートが発表されない場合、委託者が同等ないしは適切と判断する為替レートを用いることができます。

投資者は、ファンドを金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

< 信託終了日の設定および重大な約款変更の予定並びに監理銘柄(確認中)への指定のお知らせ>

「NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信」(以下「当ファンド」といいます。)は、2022年2月24日以降、設定および解約の申込について受付を停止しており、同年3月17日以降、東京証券取引所における売買も停止となっています。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受けた日本を含む各国によるロシアに対する制裁措置およびロシアによる対抗措置が継続しており、ロシア株式の取引を行なうことが困難である状況が長期化している結果、当ファンドの上場に関連する費用や有価証券の保管費用等の負担により、当ファンドが保有する資金の減少が継続的に見込まれ、資金の枯渇が懸念される状況となっております。

当社では当ファンドの今後の方針について検討を重ねてまいりましたが、今後もロシア株式の取引を行なうことが困難である状況が継続する場合は、上場に関連する費用や有価証券の保管費用等の節減を図り、当ファンドが保有する資金が枯渇する前に上場を廃止することで信託財産を保全し、ロシア株式の取引環境が改善した後に受益者のみなさまに対してご返金することが、受益者の利益に資するとの結論に至りました。

当社は、上場廃止に向けて、将来的な当ファンドの償還を前提として、ロシア資産に関する取引環境の見通しがつかない中で信託終了日を2050年7月8日に定める約款変更(以下「本約款変更」といいます。)および付随する約款変更の決定を、2024年11月19日を目途として行なう方針を決定しました。

上記の当社の方針決定を受け、当ファンドの受益証券は、2024年8月22日付けで、東京証券取引所において監理銘柄(確認中)に指定されています。

- < 信託終了日の設定および付随する約款変更の内容 > 信託期限を無期限から2050年7月8日までに変更し、同日を信託終了日といたします。 繰上償還を実施することとなった場合の償還金支払いに関する規定に所要の変更を行ないます。
- <信託終了日の設定および付随する約款変更の理由 >

当ファンドは2008年7月25日に設定されましたが、2022年2月24日以降、設定および解約の申込について受付を停止、同年3月17日以降、東京証券取引所における売買も停止となっておりました。当ファンドは上場に関連する費用の負担等により、当ファンドが保有する資金の減少が継続的に見込まれ、当ファンドを継続して上場させることは困難であるとの結論に至ったため、今後もこのような状況が続く場合は、信託終了日を2050年7月8日に定める約款変更を行ない、上場廃止となることが受益者の利益に資すると判断しました。

繰上償還を実施することとなった場合、円滑に行なえるようにするため、約款の所要の変更を行ないます。

なお、資金の枯渇が懸念される状態については、「真にやむを得ない事情」が生じている場合であり、当ファンドは本約款変更および付随する約款変更に関しましては書面決議による重大な約款変更手続きを行なうことが困難な場合に該当するものとして、受益者決議を行ないません。

当ファンドは2024年12月20日に投資信託約款の所要の変更を行ない、2050年7月8日を信託終了日 といたします。

今後、ロシア株式市場の取引環境を注視して参りますが、当ファンドが保有する資金の状況等を考慮しまして、 2024年11月19日に本約款変更の決定を行なった場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、同日から整理銘柄に指定された後、2024年12月20日をもって上場廃止となる見込みです。

ただし、本約款変更の決定が予定されている2024年11月19日までに、ロシア資産の換金およびロシアルーブルの日本円への回金が安定的に行なえるようになる等、ロシア資産に関する取引環境が変化したことにより、本約款変更を行なわないこととした場合には、監理銘柄(確認中)指定の解除が行なわれる見込みです。

今後、当ファンドが保有する有価証券の保管費用等が想定外に増加した場合には、信託財産保全の観点から、予定されている上場廃止日等の日程が前倒しとなる可能性がございます。有価証券の保管費用は、ロシア株式市場の相場やロシアルーブルの為替レートの影響を受けます。そのため、ロシア株式市場の値上がりやロシアルーブルの対日本円での為替レートの上昇により、有価証券の保管費用は想定外に増加することがあります。

当ファンドが保有する資金で、将来見込まれる有価証券の保管費用が支払えない(基準価額がマイナスとなる)状況の発生が見込まれる等、状況に変化が見られた場合は速やかに適時開示をさせていただきます。

信託金の限度額

ファンドの信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は100口以上100口単位です。

手数料は取り扱いの第一種金融商品取引業者が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取り扱いの第一種金融商品取引業者へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

対象株価指数に連動する投資成果という目的の支障とならないようにするために、追加設定をポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が 収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型	国内	株 式 債 券	M M F	インデックス型
	海	不動産投信	M R F	
追 加 型	内外	その他資産 ()	ETF	特 殊 型
		資産複合		

《属性区分表》

Г	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
---	--------	------	--------	-------	----------

] 正有侧征分用山音(内国东
年1回	グローバル		
年2回			
年4回	日本		日経225
11 4凹	北米	あり	口経225
年6回	2711 1	()	
(隔月)	区次列刊		
年12回	アジア		TOPIX
(毎月)	オセアニア		
日々			
スの供	中南米	なし	(8÷N
	アフリカ		その他 ^(注)
	中汽车		
	, ,		
	エマーシング		
	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	年2回 年4回 年4回 北米 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) オセアニア 中南米 その他	年2回 日本 年4回 北米 年6回 欧州 (隔月) 欧州 年12回 アジア (毎月) オセアニア 日々 中南米 その他 アフリカ 中近東 (中東)

(注)(モスクワ取引所に上場する銘柄で構成されるロシアを代表する株価指数)

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<更新後>

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 https://www.toushin.or.jp/

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な

収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

「独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

「補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

(2)ファンドの沿革

<訂正前>

2008年7月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2008年7月29日 受益権を大阪証券取引所に上場

2013年7月16日 取引所の統合により東京証券取引所に上場

2014年4月10日 指数構成銘柄への直接投資への変更

2022年6月29日 「NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS連動型上場投信」から「NEXT FUNDS ロシア株式

指数連動型上場投信」へ名称を変更

<訂正後>

2008年7月25日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2008年7月29日 受益権を大阪証券取引所に上場

2013年7月16日 取引所の統合により東京証券取引所に上場

2014年4月10日 指数構成銘柄への直接投資への変更

2022年6月29日 「NEXT FUNDS ロシア株式指数・RTS連動型上場投信」から「NEXT FUNDS ロシア株式

指数連動型上場投信」へ名称を変更

2024年12月20日 東京証券取引所における上場廃止(予定)

(3)ファンドの仕組み

<更新後>

委託会社の概況(2024年7月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1959年12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

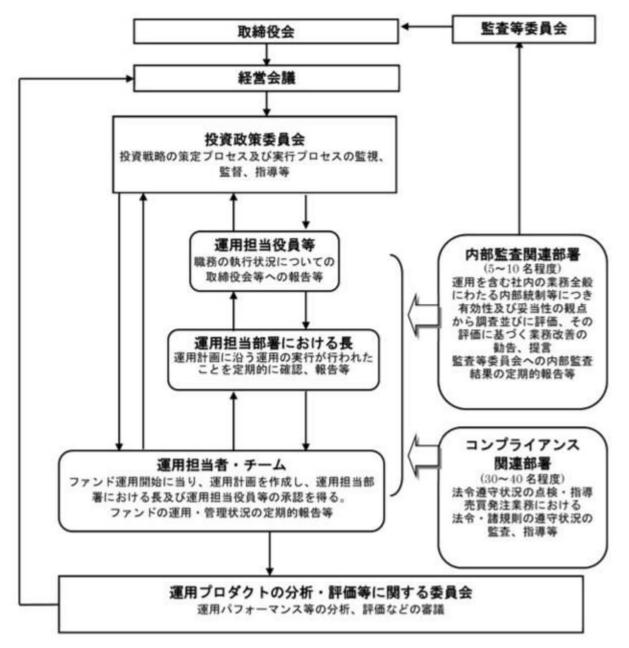
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2 投資方針

(3)運用体制

<更新後>

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

委託会社によるファンドの関係法人 (販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、 投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務 付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス 体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

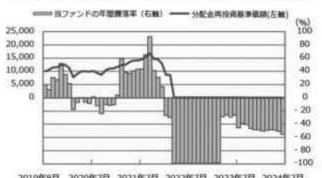
ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

3投資リスク

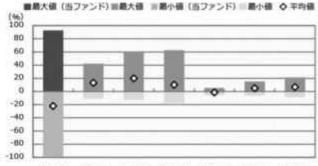
<更新後>

■ リスクの定量的比較 (2019年8月末~2024年7月末:月次)

ファンドの年間順落率および分配金再投資基準価額の推移



ファントと代表的な資産クラスとの陸落率の比較



2019年8月	2020年7月	2021年7月	2022年7月	2023年7月	2024年7月
war substitute of the	Brook of A. A. C. S.	****	Accessed to the second	West State of the Party of the	WASHINGTON TO STATE OF THE STAT

日本森 先進国森 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 当ファンド

	些777	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	92.6	42.1	59.8	62.7	5.4	15.3	21.5
最小值 (%)	△ 99.2	△ 10.8	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均值 (%)	△ 22.0	13.2	19.9	10.3	△ 1.3	5.0	6.7

- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2019年8月末を10,000として指数 化しております。
- *年間騰落率は、2019年8月から2024年7月の5年間の各月末にお ける1年間の機落率を表示したものです。
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2019年8月から2024年7月の5年間の各月末における1年間の機 落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- *当ファンドは分配会再投資基準価額の機落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 〇日本株:東近株価指数(TOPIX)(配当込み)
- ○日本は、または ○先進国権: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース) ○新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI回債
- ○先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース) ○新興国債:IPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証券価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証券通指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証券価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社(以下「J P X 」といいます。)の知的財産であり、指数の算出。 指数値の公表、利用など東延伸機指数 (TOPIX) (配出込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東延移機指数 (TOPIX) (配出込み)に関するすべての権利はJPXが行します。JPXは、東延株価指数 (TOPIX) (配出込み) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本顔品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対し でもJPXは責任を負いません
- てもJPXは責任を負いません。
 OMSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ペース)・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ペース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を負しています。
 ONOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルディング株式会社は、MOMURA-BPI国債の正確性、完全性、保育性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関レー切責任を負いません。
 OFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の関債の総合収益率を各市場の財伍総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の関債の総合収益率を各市場の財伍総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- Income LLCにより運営され、世界主要国の関係の総合収益率を含作場の特価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、拒数に関するすべての権利はTISE Foxed Income LLCが有しています。

 〇IPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)・・・「IPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ペース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を始続、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の機械や協同を決めるものでもありません。また、投資機能や観念における会計アドバイスを活的に推算するものでもありません。。ここに含まれる市場債格、データ、その他の情報は確かなした変更されますが、IPMのrgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、IPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なした変更されることがあります。過去のバフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融部品について、IPMやの引要人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する経券、金融商品または取引(ここでは「プグクト」と呼びます)についての提覧、保証または販売を描えていません。経券成いは会社商品全般、成いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる成いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数は信用できると考えられる情報によって資出しされていますが、その完全性や正確性、また指数に付替する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する料度であり、その制定権はすべて指数スポンサーに採用します。

 JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA、JPSI、J.P. Morgan Securities P.C.。またはその関係会社が投資銀行業務を行う機能のように対しまれません。

銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所, FTSE Fixed Income LLC 他)

4手数料等及び税金

(3)信託報酬等

<更新後>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により

計算した額を加算して得た額とし、その配分については以下の通り(税抜)とします。

1.信託財産の純資産総額に年1.045%(税抜年0.95%)以内(2024年9月10日現在 年0.066%(税抜年0.06%))の率を乗じて得た額。

< 委託会社 > < 受託会社 > 年0.01% 年0.05%

- *上記配分は、2024年9月10日現在の信託報酬率における配分です。
- 2.有価証券の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初 の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

支払先の役務の内容

<委託会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴	ファンドの財産の保管・管
う調査、受託会社への指	理、委託会社からの指図の
図、法定書面等の作成、基	実行等
準価額の算出等	

(4)その他の手数料等

<更新後>

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(以下、「商標使用料」といいます。)ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

対象株価指数に係る商標使用料(2024年9月10日現在)

ありません。

ファンドの上場に係る費用 (2024年9月10日現在)

- ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)。
- ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大、0.00825%(税抜0.0075%)。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等 に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産から支払わ れます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、 毎計算期間終了後の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託報酬支払いのときに信託財産から支払われ ます。

販売基準価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に100.3%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額

は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただ きます。なお、信託財産留保額は、今後、主要投資対象である株式において、キャピタルゲイン課税が 導入される等の事態が生じる場合には、その影響および水準等を勘案し、委託者が定める率を乗じて得 た額に引き上げられる場合があります。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を 図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額を いい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示するこ とができないものがあります。

(5)課税上の取扱い

<更新後>

個人の受益者に対する課税

収益分配金の受取時

分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率 による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれか を選択することもできます。

受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

売却時、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) については、申告分離課税により20.315%(国 税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率によ り源泉徴収が行なわれます。

売却時、換金(解約)時および償還時の価額から取得費(買付・申込手数料(税込)を含む)及び譲 渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに 限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^(注2)	《配当所得》
・特定公社債 ^(注1) の利子 ・公募公社債投資信託の収 益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場 株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行され た公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区 分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされま した。

法人の受益者に対する課税

収益分配金の受取時

分配金については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の 源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

受益権の売却時、換金(解約)時および償還時

法人の投資家については、受益権の売却時、換金(解約)時および償還時における源泉徴収はありません。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合が あります。

上記は2024年7月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

5 運用状況

以下は2024年7月31日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	0	0.00
	イギリス	0	0.00
	小計	0	0.00
現金・預金・その他資産(負債控除後)		4,485,794	100.00
合計 (純資産総額)		4,485,794	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国 <i>/</i> 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ		HEADHUNTER GROUP PLC- ADR	専門サー ビス	1,640	0.00	0	0.00	0	0.00
2	アメリカ	株式	PJSC GAZPROM	石油・ガ ス・消耗 燃料	458,100	0.00	0	0.00	0	0.00
3	アメリカ	株式	PJSC LUKOIL	石油・ガ ス・消耗 燃料	17,860	0.00	0	0.00	0	0.00
4	アメリカ	株式	PJSC MAGNITOGORSK IRON & STEEL WORKS	金属・鉱 業	120,000	0.00	0	0.00	0	0.00
5	アメリカ		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	金属・鉱 業	67,200	0.00	0	0.00	0	0.00
6	アメリカ	株式	SURGUTNEFTEGAS PJSC	石油・ガ ス・消耗 燃料	475,000	0.00	0	0.00	0	0.00
7	アメリカ	株式	PJSC ROSTELECOM	各種電気 通信サー ビス	51,600	0.00	0	0.00	0	0.00
8	アメリカ	株式	SURGUTNEFTEGAS-PFD PJSC	石油・ガ ス・消耗 燃料	304,000	0.00	0	0.00	0	0.00
9	アメリカ		PJSC AEROFLOT RUSSIAN AIRLINES	旅客航空 輸送	54,600	0.00	0	0.00	0	0.00
10	アメリカ	株式	TRANSNEFT PJSC	石油・ガ ス・消耗 燃料	3,100	0.00	0	0.00	0	0.00
11	アメリカ	株式	TATNEFT PAO-CLS	石油・ガ ス・消耗 燃料	37,600	0.00	0	0.00	0	0.00
12	アメリカ	株式	TATNEFT-PFD 3 SERIES	石油・ガ ス・消耗 燃料	7,360	0.00	0	0.00	0	0.00

								訂止有価証券層	畐出書 (内国投資	負信託
13	アメリカ	株式	OZON HOLDINGS PLC - ADR	大規模小 売り	2,910	0.00	0	0.00	0	0.00
14	アメリカ	株式	PJSC MMC NORILSK NICKEL	金属・鉱 業	282,000	0.00	0	0.00	0	0.00
15	アメリカ	株式	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JOINT STOCK CO	無線通信 サービス	44,800	0.00	0	0.00	0	0.00
16	アメリカ	株式	SEVERSTAL PAO	金属・鉱 業	9,800	0.00	0	0.00	0	0.00
17	アメリカ	株式	SISTEMA PJSC FC	無線通信 サービス	175,000	0.00	0	0.00	0	0.00
18	アメリカ	株式	X 5 RETAIL GROUP NV- REGS GDR	生活必需 品流通・ 小売り	5,870	0.00	0	0.00	0	0.00
19	アメリカ	株式	MAGNIT PJSC	生活必需 品流通・ 小売り	3,640	0.00	0	0.00	0	0.00
20	アメリカ	株式	POLYUS PJSC	金属・鉱 業	1,540	0.00	0	0.00	0	0.00
21	アメリカ	株式	ROSNEFT OIL CO PJSC	石油・ガ ス・消耗 燃料	62,700	0.00	0	0.00	0	0.00
22	アメリカ	株式	NOVATEK PJSC-CLS	石油・ガ ス・消耗 燃料	34,300	0.00	0	0.00	0	0.00
23	アメリカ	株式	PJSC ALROSA	金属・鉱 業	135,200	0.00	0	0.00	0	0.00
24	アメリカ	株式	VTB BANK JSC	銀行	252,000,000	0.00	0	0.00	0	0.00
25	アメリカ	株式	PJSC PIK GROUP	家庭用耐 久財	7,800	0.00	0	0.00	0	0.00
26	アメリカ	株式	PJSC RUSHYDRO	電力	5,761,000	0.00	0	0.00	0	0.00
27	アメリカ	株式	GLOBALTRA-SPONS GDR REG S	陸上運輸	5,700	0.00	0	0.00	0	0.00
28	アメリカ	株式	FEDERAL GRID CO- ROSSETI PJSC	電力	11,380,000	0.00	0	0.00	0	0.00
29	アメリカ	株式	INTER RAO UES PJSC	電力	1,805,000	0.00	0	0.00	0	0.00
30	アメリカ	株式	VK CO LTD GDR	インティ クティ ブ・ィメ ディびサー ビス	6,300	0.00	0	0.00	0	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.00
		石油・ガス・消耗燃料	0.00
			0.00
		金属・鉱業	0.00
		旅客航空輸送	0.00
		陸上運輸	0.00
		家庭用耐久財	0.00
			0.00
		専門小売り	0.00
		生活必需品流通・小売り	0.00
			0.00
		 各種電気通信サービス	0.00
		無線通信サービス	0.00
		電力	0.00
		資本市場	0.00
		専門サービス	0.00
合 計			0.00

投資不動産物件 該当事項はありません。 その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

2024年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	取引価格(円)
第7計算期間	(2015年 7月 8日)	2,591	2,591	104.2400	104.2400	104
第8計算期間	(2016年 7月 8日)	2,538	2,538	91.1400	91.1400	88
第9計算期間	(2017年 7月 8日)	1,916	1,986	111.0500	115.0800	111
第10計算期間	(2018年 7月 8日)	1,649	1,711	124.4400	129.0600	121
第11計算期間	(2019年 7月 8日)	1,490	1,561	145.2600	152.2500	138
第12計算期間	(2020年 7月 8日)	1,102	1,155	127.3000	133.3500	136
第13計算期間	(2021年 7月 8日)	1,505	1,565	173.7800	180.6900	164
第14計算期間	(2022年 7月 8日)	15	15	1.7400	1.7400	
第15計算期間	(2023年 7月 8日)	10	10	1.2200	1.2200	
第16計算期間	(2024年 7月 8日)	5	5	0.5900	0.5900	
	2023年 7月末日	10		1.1600		
	8月末日	8		0.9600		
	9月末日	8		0.9600		
	10月末日	7		0.9200		
	11月末日	7		0.8600		
	12月末日	6		0.8000		
	2024年 1月末日	6		0.7800		
	2月末日	6		0.7500		
	3月末日	6		0.7100		
	4月末日	5		0.6800		
	5月末日	5		0.6300		
	6月末日	5		0.5900		
	7月末日	4		0.5200		

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

分配の推移

	計算期間	1口当たりの分配金
第7計算期間	2014年 7月 9日~2015年 7月 8日	0.0000円
第8計算期間	2015年 7月 9日~2016年 7月 8日	0.0000円
第9計算期間	2016年 7月 9日~2017年 7月 8日	4.0300円
第10計算期間	2017年 7月 9日~2018年 7月 8日	4.6200円
第11計算期間	2018年 7月 9日~2019年 7月 8日	6.9900円
第12計算期間	2019年 7月 9日~2020年 7月 8日	6.0500円
第13計算期間	2020年 7月 9日~2021年 7月 8日	6.9100円

第14計算期間	2021年 7月 9日~2022年 7月 8日	0.0000円
第15計算期間	2022年 7月 9日~2023年 7月 8日	0.0000円
第16計算期間	2023年 7月 9日~2024年 7月 8日	0.0000円

収益率の推移

	計算期間	収益率
第7計算期間	2014年 7月 9日~2015年 7月 8日	22.2%
第8計算期間	2015年 7月 9日~2016年 7月 8日	12.6%
第9計算期間	2016年 7月 9日~2017年 7月 8日	26.3%
第10計算期間	2017年 7月 9日~2018年 7月 8日	16.2%
第11計算期間	2018年 7月 9日~2019年 7月 8日	22.3%
第12計算期間	2019年 7月 9日~2020年 7月 8日	8.2%
第13計算期間	2020年 7月 9日~2021年 7月 8日	41.9%
第14計算期間	2021年 7月 9日~2022年 7月 8日	99.0%
第15計算期間	2022年 7月 9日~2023年 7月 8日	29.9%
第16計算期間	2023年 7月 9日~2024年 7月 8日	51.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第7計算期間	2014年 7月 9日~2015年 7月 8日	21,000,000	9,000,000	24,858,550
第8計算期間	2015年 7月 9日~2016年 7月 8日	3,000,000		27,858,550
第9計算期間	2016年 7月 9日~2017年 7月 8日		10,600,000	17,258,550
第10計算期間	2017年 7月 9日~2018年 7月 8日		4,000,000	13,258,550
第11計算期間	2018年 7月 9日~2019年 7月 8日		3,000,000	10,258,550
第12計算期間	2019年 7月 9日~2020年 7月 8日	3,000,000	4,595,000	8,663,550
第13計算期間	2020年 7月 9日~2021年 7月 8日			8,663,550
第14計算期間	2021年 7月 9日~2022年 7月 8日			8,663,550
第15計算期間	2022年 7月 9日~2023年 7月 8日			8,663,550
第16計算期間	2023年 7月 9日~2024年 7月 8日			8,663,550

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

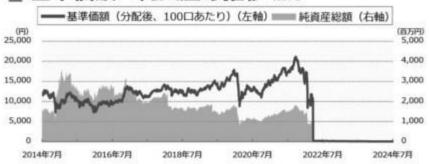
参考情報

<更新後>



運用実績 (2024年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移(日次)



■ 分配の推移

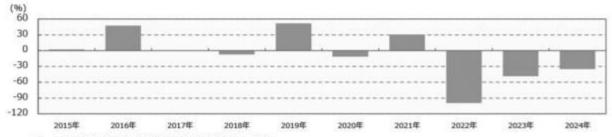
(100口あたり、課税前)

2024年7月	0	円
2023年7月	0	円
2022年7月	0	円
2021年7月	691	円
2020年7月	605	円
設定来累計	2,860	円

主要な資産の状況

組入銘柄の評価金額がゼロであるため、表示しておりません。

■ 年間収益率の推移 (層年ペース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1申込(販売)手続等

<訂正前>

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、取得申込受付日の前営業日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の期日または期間(以下「申込不可日」という場合があります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

- 1.取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日 と同日付となる場合の当該申込日 次の条件のいずれかに該当する日をいいます。(以下同じ。)
 - ・モスクワ取引所の休場日(アーリー・クローズに該当する日を含みます。)
- 2.連続する日本の営業日でない日の期間中に「別に定める海外の休日」でない日が2日以上ある場合において、取得申込日当日が当該期間の前営業日または前々営業日となる場合の当該申込日
- 3.取得申込日当日が、5月1日の前営業日、前々営業日または3営業日前に該当する場合
- 4.取得申込日当日が、12月31日の前営業日、前々営業日または3営業日前に該当する場合
- 5.取得申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)
- 6.上記1~5のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない 事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は300万口以上とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.3%の率を乗じて得た額(以下「販売基準価額」といいます。)とします。

取得申込日において当日申込み分の取得申込金額と一部解約申込金額との差額が当日の信託財産の純資産総額を超えることとなる場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付けを停止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、分割された 受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、金融商品取引清算機関 (金融商 品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法 書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭 の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該 清算機関とします。

*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社 振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知 があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

< 訂正後 >

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、取得申込受付日の前営業日の午後3時30分までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の期日または期間(以下「申込不可日」という場合があります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される申込不可日における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

- 1.取得申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日 と同日付となる場合の当該申込日 次の条件のいずれかに該当する日をいいます。(以下同じ。)
 - ・モスクワ取引所の休場日(アーリー・クローズに該当する日を含みます。)

- 2. 連続する日本の営業日でない日の期間中に「別に定める海外の休日」でない日が2日以上ある場合において、取得申込日当日が当該期間の前営業日または前々営業日となる場合の当該申込日
- 3.取得申込日当日が、5月1日の前営業日、前々営業日または3営業日前に該当する場合
- 4.取得申込日当日が、12月31日の前営業日、前々営業日または3営業日前に該当する場合
- 5.取得申込日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)
- 6. 上記1~5のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない 事情が生じたものと認めたとき

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は300万口以上とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日(取得申込受付日)の基準価額に、100.3%の率を乗じて得た額(以下「販売基準価額」といいます。)とします。

取得申込日において当日申込み分の取得申込金額と一部解約申込金額との差額が当日の信託財産の純資産総額を超えることとなる場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受付けを停止することおよびすでに受付けた取り消す場合があります。

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、分割された 受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、金融商品取引清算機関 (金融商 品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。)の業務方法 書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭 の支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該 清算機関とします。

*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができま

す。また、清算機関の業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込 みの受付けによって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負 担する場合には、振替機関等における清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取 得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数 の増加の記載または記録は、清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおい て、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる 場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間 で振替機関等を介して行なわれます。

受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとしま す。ただし、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清 算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れに かかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

委託者は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社 振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知 があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

2換金(解約)手続等

<訂正前>

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数 以上の受益権をもって一部解約の実 行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日の午後3時30分までに委託者に解約の連絡を して受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

一定口数は300万口

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしま す。

委託者は、次の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請 求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実 行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である 等と判断される期日および期間(下記 7 に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行の請求 については、当該請求の受付けを行なうことができます。

- 1.一部解約の実行の請求日当日が、「別に定める海外の休日」 と同日付となる場合の当該請求日 次の条件のいずれかに該当する日をいいます。(以下同じ。)
 - ・モスクワ取引所の休場日(アーリー・クローズに該当する日を含みます。)
- 2.連続する日本の営業日でない日の期間中に「別に定める海外の休日」でない日が2 日以上ある場合 において、一部解約の実行の請求日当日が当該期間の前営業日となる場合の当該請求日
- 3.一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目までの期間に、ニューヨークの銀行の休業日また は「別に定める海外の休日」が2日以上ある場合で、株式等の売却代金の回金が困難なものとして 委託者が別に定めたときの当該請求日
- 4.一部解約の実行の請求日当日が、5月1日の前営業日、前々営業日または3営業日前に該当する場合
- 5. 一部解約の実行の請求日当日が、12月31日の前営業日、前々営業日または3営業日前に該当する場 合

- 6.一部解約の実行の請求日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただ し、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、計算期間終了日の5営業日 前から起算して4 営業日以内)
- 7. 上記1~6のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得 ない事情が生じたものと認めたとき

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。 販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手 数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

一部解約金(一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は受益者の請求 を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。ただし、 金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機 能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や 資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖も しくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解 約金の支払いを延期する場合があります。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、販売会社 が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合に は、受託者は、振替受益権の抹消に係る手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指 定する預金口座等に払い込みます。

上記にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為 替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォル ト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争 等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止 する場合およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当 日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合 には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約 の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。な お、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債 務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る 手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同 口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に一部解約の実行の請 求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(b)有価証券との交換の取扱い

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相 当する有価証券との交換を請求することはできません。

(c)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の 3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料

および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取りを停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

<訂正後>

(a)信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数 以上の受益権をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、一部解約の実行の請求日の午後3時30分までに委託者に解約の連絡をして受理されたものを、一部解約の申込みとして取扱います。

一定口数は300万口

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託者は、次の期日または期間における受益権の一部解約の実行の請求については、原則として、当該請求の受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(下記7に掲げるものを除きます。)における受益権の一部解約の実行の請求については、当該請求の受付けを行なうことができます。

- 1.一部解約の実行の請求日当日が、「別に定める海外の休日」 と同日付となる場合の当該請求日次の条件のいずれかに該当する日をいいます。(以下同じ。)
 - ・モスクワ取引所の休場日(アーリー・クローズに該当する日を含みます。)
- 2.連続する日本の営業日でない日の期間中に「別に定める海外の休日」でない日が2 日以上ある場合 において、一部解約の実行の請求日当日が当該期間の前営業日となる場合の当該請求日
- 3.一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目までの期間に、ニューヨークの銀行の休業日または「別に定める海外の休日」が2日以上ある場合で、株式等の売却代金の回金が困難なものとして委託者が別に定めたときの当該請求日
- 4.一部解約の実行の請求日当日が、5月1日の前営業日、前々営業日または3営業日前に該当する場合
- 5. 一部解約の実行の請求日当日が、12月31日の前営業日、前々営業日または3営業日前に該当する場合
- 6. 一部解約の実行の請求日当日が、計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、計算期間終了日の5営業日前から起算して4 営業日以内)

野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

7.上記1~6のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。 販売会社は、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手 数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

一部解約金(一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から販売会社の営業所等において支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、受託者は、振替受益権の抹消に係る手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

上記にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止する場合およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。なお、清算機関の業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合には、清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。振替機関は、当該手続きが行なわれた後に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に一部解約の実行の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(b)有価証券との交換の取扱い

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

(c)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の 3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料 および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買取り

を停止することおよびすでに受付けた受益権の買取りを取り消すことができます。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取り請求を受付けたものとして、計算されたものとします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

3 資産管理等の概要

(1)資産の評価

<訂正前>

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価 して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・信託財産に属する有価証券の時価評価は、原則として、計算日 における公表されている最終価格 に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。
- ・外貨建資産の評価は、原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

< 追加信託金の計理処理 >

- ()追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の販売基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ()追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

<一部解約金の計理処理>

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を解約差金として処理します。

<訂正後>

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価 して得た金額の合計額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

- ・信託財産に属する有価証券の時価評価は、原則として、計算日 における公表されている最終価格 に基づき算出した価格又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価格により評価するものとします。
- ・外貨建資産の評価は、原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ https://www.nomura-am.co.jp/

<追加信託金の計理処理>

- ()追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の販売基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ()追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。
- <一部解約金の計理処理>

信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を解約差金として処理します。

(3)信託期間

<訂正前>

無期限とします(2008年7月25日設定)。

<訂正後>

無期限とします(2008年7月25日設定)。

(注)約款変更適用後(2024年12月20日以降)は以下となります。 2050年7月8日まで (2008年7月25日設定)

(5)その他

<更新後>

(a) ファンドの繰上償還条項

- ()委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が800万口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ()委託者は、信託約款の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b) 信託期間の終了

- ()委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該 提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときには適用しません。また、上記「(a)ファンドの繰上償還条項()」に従い信託期間を終了 させる場合には適用しません。
- ()委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c) 信託約款の変更等

- ()委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ()委託者は、上記()の事項(上記()の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理

由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、 書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ()上記()の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ()上記()の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ()書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ()上記()から()までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、 当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を したときには適用しません。
- ()上記()から()の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合に あっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された 場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(c)信託約款の変更等」()に規定する書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、 当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守 し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止そ の他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

- ()信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすること とします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ()上記()ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ()信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する 旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし ます。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することが あります。

- ()動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (h)有価証券の売却等の指図

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(i)再投資の指図

委託者は、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利 子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j)受託者による資金立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株の発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k)委託者の登録取消等に伴う取扱い

- ()委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ()上記()の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託 会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「(c)信託約款の変更等」の書面決議が否決とな る場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- (1)委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を 譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

- (m)受託者の辞任および解任に伴う取扱い
 - ()受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
 - ()委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (n)受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o)信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(q)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 受益者の権利等

<訂正前>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、 当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- ()受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- ()会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- ()会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b)受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

償還金に対する請求権

償還金の支払い

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または上記 の会員等から支払います。

受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

<訂正後>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし(以下「名義登録受益者」といいます。)、 当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員(口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。)を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- ()受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- ()会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記()の受益者の氏名もしくは名称および住所その他受託者が定める事項を書面等により受託者に届出るものとします。また、届出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- ()会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記()の受益者の振替機関の定める事項を(当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて)振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、上記に規定する登録の際に名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座

に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじ め預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が 遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約 を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

(b)受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委 託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じ ません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を 失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

償還金に対する請求権

償還金の支払い

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同 じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日 現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者また は上記の会員等から支払います。

受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委 託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じま せん。

(注)約款変更適用後(2024年12月20日以降)は以下となります。

償還金に対する請求権

償還金の支払い

償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益 者(以下「償還時受益者」といいます。)に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当 する金銭を支払うことにより行ないます。

償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額に、当該受益者に属する受益権の 口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、 信託終了時において信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同 じ。)は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日 現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者また は上記の会員等から支払います。

受託者は、支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委 託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に償還金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じま せん。

償還金請求権の失効

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460)

訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失い、受託者から交付を受 けた金銭は、委託者に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手 続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期計算期間(2023年7月9日から2024年7月8日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1財務諸表

(1)貸借対照表

(単位:円) 第15期 第16期 (2024年 7月 8日現在) (2023年 7月 8日現在) 資産の部 流動資産 1,941,742 3,274,398 預金 コール・ローン 456,863 1,868,121 株式 8,214,988 未収利息 4 流動資産合計 10,613,593 5,142,523 資産合計 10,613,593 5,142,523 負債の部 流動負債 未払受託者報酬 3,230 1.641 586 未払委託者報酬 263 その他未払費用 577 333 流動負債合計 2,237 4,393 負債合計 4,393 2,237 純資産の部 元本等 1,992,616,500 元本 1,992,616,500 期末剰余金又は期末欠損金() 1,982,007,300 1,987,476,214 (分配準備積立金) 18,198,728 22,741,806 元本等合計 10.609.200 5.140.286 10,609,200 5,140,286 純資産合計 負債純資産合計 10,613,593 5,142,523

(2) 損益及び剰余金計算書

		<u>(単位:円)</u>
	第15期 自 2022年 7月 9日 至 2023年 7月 8日	第16期 自 2023年 7月 9日 至 2024年 7月 8日
営業収益		
受取利息	73,283	144,216
有価証券売買等損益	1,164,139	1,604,789
為替差損益	709,913	678,953
営業収益合計	380,943	781,620
営業費用		
支払利息	166	70
受託者報酬	7,158	3,916
委託者報酬	1,308	664
その他費用	4,045,125	4,682,644
営業費用合計	4,053,757	4,687,294
営業利益又は営業損失()	4,434,700	5,468,914

野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

	第15期 自 2022年 7月 9日 至 2023年 7月 8日	第16期 自 2023年 7月 9日 至 2024年 7月 8日
経常利益又は経常損失()	4,434,700	5,468,914
当期純利益又は当期純損失()	4,434,700	5,468,914
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	1,977,572,600	1,982,007,300
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	<u> </u>	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,982,007,300	1,987,476,214

(3)注記表

(重要な	会計方針	に係る	事項に関	する注記)

	(里女仏云前刀虱にぼる事項に関り	つ注記)
1	1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式
		原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日
		に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2	2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算 期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
١.		
- 13	3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
		約定日基準で計上しております。
		為替差損益
		約定日基準で計上しております。
4	4.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前
	足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
1	5 .その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年 7月 9日から2024年 7月
		8日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

<u>(主文·SAH 工》允良,CEA,CEA,</u>	
第15期	第16期
自 2022年 7月 9日	自 2023年 7月 9日
至 2023年 7月 8日	至 2024年 7月 8日
ロシア株式 (DR (預託証書)を含みます) (以下、「ロシア株	同左
式等」といいます。)の時価評価	
(1) 財務諸表に計上した金額 株式 0円	
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する	
情報	
財務諸表に計上した金額の算出方法及び財務諸表に計上し	
た金額の算出に用いた主要な仮定	
ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を受けた米欧による	
制裁措置及びロシアによる対抗措置等により、一部の市場	
におけるロシア関連資産は、本邦投資家による取引が困難	
な状況が継続しており、取引再開の見通し及び換金できる	
見込みが立っておりません。そのため、当該市場における	
ロシア株式等の流動性がない状況が解消する見込みがない	
と仮定し、当ファンドが組み入れている当該市場における	
ロシア株式等は、ゼロ円で評価しております。	
翌計算期間の財務諸表に与える影響	
当計算期間において、当ファンドが組み入れているロシア	
株式等を上記のように評価しております。今後、株式等の	
本邦投資家による取引の再開、市場の流動性の回復、なら	
がにロシア株式等に係る証券決済や為替取引の実現等、今	
後の動向の変化等によって翌計算期間の財務諸表に影響を	
与える可能性があります。	

(貸借対照表に関する注記)

_				
	第15期		第16期	
L	2023年 7月 8日現在		2024年 7月 8日現在	
	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1.	計算期間の末日における受益権の総数	
	8,663,550□		8,66	63,550□
	= : 3X3C1HH0W3/EH131 WWX381	2 .	投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に	規定す
ļ	る額		る額	
1				
1	元本の欠損 1,982,007,300円		元本の欠損 1,987,47	76,214円
	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	3 .	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の	D額
1	1口当たり純資産額 1.22円		1口当たり純資産額	0.59円
	(100口当たり純資産額) (122円)		(100口当たり純資産額)	(59円)

(損益及び剰余金計	·算書に関する注記)
	会をする中

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第15期	第16期
自 2022年 7月 9日	自 2023年 7月 9日
至 2023年 7月 8日	至 2024年 7月 8日
1 分配全の計算過程	1 分配全の計算過程

項目		
当期配当等収益額	A	73,117円
分配準備積立金	В	26,722,280円
配当等収益合計額	C=A+B	26,795,397円
経費	D	4,053,591円
収益分配可能額	E=C-D	22,741,806円
収益分配金	F	0円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	22,741,806円
口数	Н	8,663,550□
100口当たり分配金	I=F/H × 100	0円

2.その他費用

その他費用のうち3,991,636円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

	1	1山青(内国投更沿
項目		
当期配当等収益額	A	144,146円
分配準備積立金	В	22,741,806円
配当等収益合計額	C=A+B	22,885,952円
経費	D	4,687,224円
収益分配可能額	E=C-D	18,198,728円
収益分配金	F	0円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	18,198,728円
口数	Н	8,663,550□
100口当たり分配金	I=F/H × 100	0円

2. その他費用

その他費用のうち4,675,908円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

(1) 並熙冏吅の仏/爪に関りる事項	
第15期 自 2022年 7月 9日 至 2023年 7月 8日	第16期 自 2023年 7月 9日 至 2024年 7月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リス	
ク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
	3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。	同左
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
・ 信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関す	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた 組入制限等の管理を行なっております。	
流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を	

(2)金融商品の時価等に関する事項

第15期 2023年 7月 8日現在	第16期 2024年 7月 8日現在
1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
ん。 2.時価の算定方法 株式	2 . 時価の算定方法 同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお	

ります。 (関連当事者との取引に関する注記)

第15期	第16期
自 2022年 7月 9日	自 2023年 7月 9日
至 2023年 7月 8日	至 2024年 7月 8日
	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

(重要な後発事象に関する注記)

第16期 自 2023年 7月 9日 至 2024年 7月 8日

当ファンドの信託期間は原則として無期限としておりましたが、委託会社は2024年8月22日、上場廃止に向けて当ファンドの信託終了日を2050年7月8日に定める約款変更を行なう方針を決定いたしました。

(追加情報)

第16期 自 2023年 7月 9日 至 2024年 7月 8日

当ファンドが保有しているロシア株式等は売買が困難な状況が継続しているため、2022年2月24日以降の申込みに関して、 当ファンドの設定および解約の申込みの受付けを停止しております。

(その他の注記) 1 元本の移動

第15期 自 2022年 7月 9日 至 2023年 7月 8日		第16期 自 2023年 7月 9日 至 2024年 7月 8日	
期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額		1,992,616,500円 0円 0円

2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第15期 自 2022年 7月 9日 至 2023年 7月 8日	第16期 自 2023年 7月 9日 至 2024年 7月 8日		
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)		
株式	1,164,139	0		
合計	1,164,139	0		

3 デリバティブ取引関係該当事項はありません。

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

種類	通貨	 銘柄	株式数 一	評価額		
作里天只	迪 貝	並行 11公	作本工い会文	単価	金額	備考
朱式	米ドル	NOVATEK PJSC-CLS	34,300	0.00	0.00	,
		PJSC GAZPROM	458,100	0.00	0.00	
		PJSC LUKOIL	17,860	0.00	0.00	
		ROSNEFT OIL CO PJSC	62,700	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAS PJSC	475,000	0.00	0.00	
		SURGUTNEFTEGAS-PFD PJSC	304,000	0.00	0.00	,
		TATNEFT PAO-CLS	37,600	0.00	0.00	
		TATNEFT-PFD 3 SERIES	7,360	0.00	0.00	
		TRANSNEFT PJSC	3,100	0.00	0.00	,
		PHOSAGRO PJSC	1,750	0.00	0.00	,
		EN+ GROUP INTERNATIONAL PJSC	4,627	0.00	0.00	
		NOVOLIPETSK STEEL PJSC	67,200	0.00	0.00	,
		PJSC ALROSA	135,200	0.00	0.00	,
		PJSC MAGNITOGORSK IRON & STEEL WORKS	120,000	0.00	0.00	
		PJSC MMC NORILSK NICKEL	282,000	0.00	0.00)
		POLYMETAL INTERNATIONAL PLC	17,900	0.00	0.00	
		POLYUS PJSC	1,540	0.00	0.00	
		SEVERSTAL PAO	9,800	0.00	0.00	,
		PJSC AEROFLOT RUSSIAN AIRLINES	54,600	0.00	0.00	
		GLOBALTRA-SPONS GDR REG S	5,700	0.00	0.00	
		PJSC PIK GROUP	7,800	0.00	0.00	
		OZON HOLDINGS PLC - ADR	2,910	0.00	0.00	

野村アセットマネ	ジメント株式会社(E12460)
訂正有価証券届出書((内国投資信託受益証券)

			H1 TT [7	
	DETSKY MIR PJSC	27,300	0.00	0.00
	FIX PRICE GROUP PLC-GDR REGS	12,500	0.00	0.00
	MAGNIT PJSC	3,640	0.00	0.00
	X 5 RETAIL GROUP NV-REGS GDR	5,870	0.00	0.00
	CREDIT BANK OF MOSCOW PJSC	390,000	0.00	0.00
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA	446,600	0.00	0.00
	PJSC SBERBANK OF RUSSIA - PFD	42,900	0.00	0.00
	TCS GROUP HOLDING-REG S	6,230	0.00	0.00
	VTB BANK JSC	252,000,000	0.00	0.00
	PJSC ROSTELECOM	51,600	0.00	0.00
	MOBILE TELESYSTEMS PUBLIC JOINT STOCK CO	44,800	0.00	0.00
	SISTEMA PJSC FC	175,000	0.00	0.00
	FEDERAL GRID CO-ROSSETI PJSC	11,380,000	0.00	0.00
	INTER RAO UES PJSC	1,805,000	0.00	0.00
	PJSC RUSHYDRO	5,761,000	0.00	0.00
	MOSCOW EXCHANGE MICEX-RTS PJSC	76,700	0.00	0.00
	HEADHUNTER GROUP PLC-ADR	1,640	0.00	0.00
	VK CO LTD GDR	6,300	0.00	0.00
	YANDEX NV-A	14,730	0.00	0.00
小言	† <mark>銘柄数:41</mark>			0.00
				(0)
	組入時価比率:0.0%			0.0%
英ポンド	PETROPAVLOVSK PLC	129,000	0.00	0.00
小言	† <mark>銘柄数:1</mark>			0.00
				(0)
	組入時価比率:0.0%			0.0%
合計				0
				(0)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

- (注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
- (2)株式以外の有価証券(2024年7月8日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2ファンドの現況

純資産額計算書

2024年7月31日現在

資産総額	4,486,228円
負債総額	434円
純資産総額(-)	4,485,794円

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

発行済口数	8,663,550□
1 口当たり純資産額(/)	0.52円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1委託会社等の概況

<更新後>

(1)資本金の額

2024年7月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

<更新後>

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および 監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の 重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

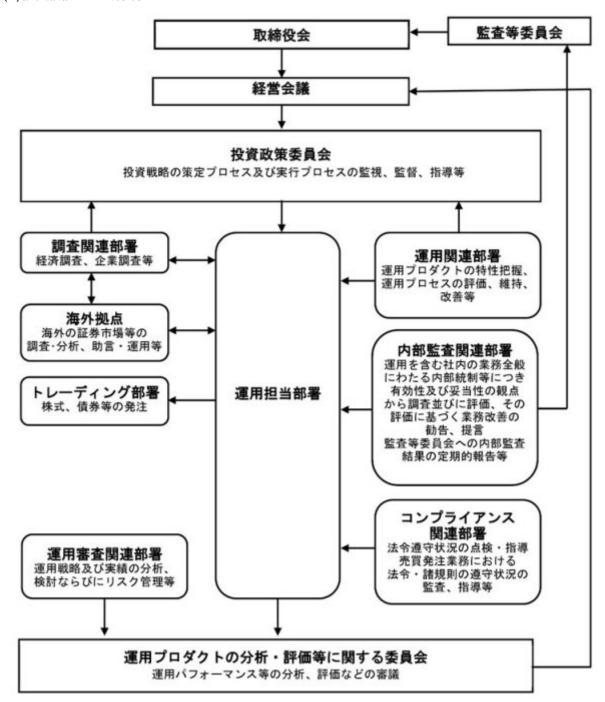
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上(但し、過半数は社外取締役)で構成され、取締役の職務執行の適 法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任 に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等について の監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2事業の内容及び営業の概況

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年6月28日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	971	55,848,124
単位型株式投資信託	163	616,421
追加型公社債投資信託	14	7,020,396
単位型公社債投資信託	440	834,665
合計	1,588	64,319,605

3委託会社等の経理状況

<更新後>

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」 という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月 6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)貸借対照表

区分 注記 金額(百万円) 金額(百万円) 金額(百万円) 金額(百万円) (資産の部) 流動資産 1,865 7,405 44,745 7,405 44,745 7,75 852 1,775 1,023 1,775 1,023 1,775 1,023 1,775 1,023 1,788 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 7,57 1,002 1,001 1,001 7,57 1,002 1,001 1,00			前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3	3月31日)
流動資産 1,865 7,405 金銭の信託 42,108 44,745 有価証券 21,900 - 前払金 11 7 前払費用 775 852 未収入金 1,775 1,023 未収運託者報酬 26,116 31,788 未収運用受託報酬 3,780 5,989 短期貸付金 1,001 757 未収還付法人税等 2,083 - その他 84 169 貸倒引当金 15 18 流動資産計 101,486 92,719 固定資産 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	区分		金額(百万円)	金額(百万円)	
現金・預金	(資産の部)					
金銭の信託 42,108 44,745 有価証券 21,900 - 前払金 11 7 前払費用 775 852 未収入金 1,775 1,023 未収運託報酬 26,116 31,788 未収運用受託報酬 3,780 5,989 短期貸付金 1,001 757 未収還付法人税等 2,083 - その他 84 169 貸倒引当金 15 18 流動資産計 101,486 92,719 固定資産 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	流動資産					
有価証券 前払金 21,900 - 前払費用 未収入金 未収委託者報酬 775 852 未収季託者報酬 26,116 31,788 未収運用受託報酬 3,780 5,989 短期貸付金 未収還付法人税等 2,083 - その他 貸倒引当金 15 18 流動資産計 101,486 92,719 固定資産 有形固定資産 有形固定資産 1,335 945 建物 器具備品 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	現金・預金			1,865		7,405
前払金 11 7 前払費用 775 852 未収入金 1,775 1,023 未収委託者報酬 26,116 31,788 未収運用受託報酬 3,780 5,989 短期貸付金 1,001 757 未収還付法人税等 2,083 - その他 84 169 貸倒引当金 15 18 流動資産計 101,486 92,719 固定資産 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	金銭の信託			42,108		44,745
前払費用 未収入金 未収委託者報酬 未収運用受託報酬 分の他 貸倒引当金 不の他 貸倒引当金 不の他 資理可能 資産 有形固定資産 有形固定資産 理物 全別 金 来収置付法人税等 その他 りである をの他 のである。 本の他 のである。 をの他 のである。 をの他 のである。 をの他 のである。 をの他 のである。 をの他 のである。 をの他 のである。 をの他 のである。 をの他 のである。 をのです。 をのである。 をのである。 をのである。 をのでのである。 をのである。 をのである。 をのである。 をのである。 をのである。 をので、 をので、 をので、 をので、 をので。 をので、 をので、 をので、 をので、 をので、 をので、 をので、 をので、	有価証券			21,900		-
未収入金 1,775 1,023 未収委託者報酬 26,116 31,788 未収運用受託報酬 3,780 5,989 短期貸付金 1,001 757 未収還付法人税等 2,083 - その他 84 169 貸倒引当金 15 18 流動資産計 101,486 92,719 固定資産 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	前払金			11		7
未収委託者報酬 26,116 31,788 未収運用受託報酬 3,780 5,989 短期貸付金 1,001 757 未収還付法人税等 2,083 - 2の他 84 169 質倒引当金 15 18 流動資産計 101,486 92,719 固定資産 1,335 945 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	前払費用			775		852
未収運用受託報酬 3,780 5,989 短期貸付金 1,001 757 未収還付法人税等 2,083 その他 84 169 貸倒引当金 15 18 流動資産計 101,486 92,719 固定資産 有形固定資産 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	未収入金			1,775		1,023
短期貸付金 未収還付法人税等 その他 貸倒引当金 流動資産計 固定資産 有形固定資産 理物 登場 報用品 2 906 器具備品 無形固定資産 1,335 2 906 350 5,658	未収委託者報酬			26,116		31,788
未収還付法人税等 2,083 - その他 貸倒引当金 84 169 流動資産計 15 18 流動資産計 101,486 92,719 固定資産 有形固定資産 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	未収運用受託報酬			3,780		5,989
その他 貸倒引当金 流動資産計 固定資産 有形固定資産 理物 登別機品 無形固定資産 無形固定資産 も 2 906 350 無形固定資産 5,563	短期貸付金			1,001		757
貸倒引当金 15 18	未収還付法人税等			2,083		-
流動資産計 101,486 92,719 固定資産 有形固定資産 建物 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	その他			84		169
固定資産 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	貸倒引当金			15		18
有形固定資産 1,335 945 建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	流動資産計			101,486		92,719
建物 2 906 595 器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	固定資産					
器具備品 2 428 350 無形固定資産 5,563 5,658	有形固定資産			1,335		945
無形固定資産 5,563 5,658	建物	2	906		595	
	器具備品	2	428		350	
ソフトウェア 5,562 5,658	無形固定資産			5,563		5,658
	ソフトウェア		5,562		5,658	

		•		可开日间亚为伊
その他	0		0	
投資その他の資産		16,336		17,314
投資有価証券	1,793		1,813	
関係会社株式	10,025		9,535	
長期差入保証金	520		519	
長期前払費用	10		10	
前払年金費用	1,553		1,875	
繰延税金資産	2,340		2,651	
その他	92		908	
固定資産計		23,235		23,918
資産合計		124,722		116,638

		前事業年度		当事業年度	3月31日)
区分	注記番号	·	5万31日 <i>)</i> 百万円)	金額(百	
 (負債の部)	<u>番号</u>		ш/3/13/	W 117 (F	4/3/3/
流動負債					
関係会社短期借入金			_		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0	,0.0	1	,
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	1	,,,,,,	9,682	1,55=	12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,00
固定負債			,		,
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,120
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

(2)損益計算書

		(自 2022	業年度 2年4月1日 年3月31日)	(自 2023	《年度 年4月1日 年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百	百万円)
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業外収益			

					訂正有価証券属
受取配当金	1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		354
当期純利益			26,064		28,183

(3)株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本								
		資	資本剰余金	\		利益	剰余金			
						その他利	益剰余金		株	
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利 益	主	
	具	□ □ 平 □ 準備金	資本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	資本	
		午 佣立	剰余金	合 計	午佣立	積立金	利 益	合 計	合 計	
							剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232	
当期変動額										
剰余金の配当							24,877	24,877	24,877	
当期純利益							26,064	26,064	26,064	

							山田田		
株主資本以外									
の項目の当期									
変動額(純									
額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位:百万円)

			(十四: 口/113)
	評価・換算	章差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項			
目の当期変動額	54	54	54
(純額)			
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		資本剰余金		È		利益剰余金		利益剰余金			
						その他利	益剰余金		 株 主		
	資本金	資本	その他	資本	利益		繰	利 益	株 主 資 本		
	貝坐立	準備金	資 本	剰余金	準備金	別途	越	剰余金	日本 日 合 計		
		午佣立	剰余金	合 計	午佣立	積立金	利 益	合 計			
							剰余金				
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419		
当期変動額											
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782		
当期純利益							28,183	28,183	28,183		
別途積立金の						24 606	24 606				
取崩						24,606	24,606	-	-		
株主資本以外											
の項目の当期											
変動額(純											
額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598		

当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820	ĺ
-------	--------	--------	-------	--------	-----	---	--------	--------	--------	---

(単位:百万円)

(
	評価・換	算差額等				
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計			
当期首残高	229	229	87,648			
当期変動額						
剰余金の配当			55,782			
当期純利益			28,183			
別途積立金の取崩			-			
株主資本以外の項						
目の当期変動額	97	97	97			
(純額)						
当期変動額合計	97	97	27,500			
当期末残高	327	327	60,147			

[重要な会計方針]

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

市場価格のない … 時価法

株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理

し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない

株式等

移動平均法による原価法

- 2 . 金銭の信託の評価基準及び評価方 法
- 3. デリバティブ取引の評価基準及び 評価方法
- 4.外貨建の資産又は負債の本邦通貨 への換算基準
- 5. 固定資産の減価償却の方法

時価法

時価法

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理しております。

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物6年附属設備6~15年器具備品4~15年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上して おります。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業 年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の 見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づ く将来の支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記] 該当事項はありません。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末	当事	業年度末		
(2023年3月31日)	(2024年	≢3月31日)		
1.関係会社に対する資産及び負債	1.関係会社に対する資	1 . 関係会社に対する資産及び負債		
区分掲記されたもの以外で各科目に含ま	れている 区分掲記されたもの	D以外で各科目に含まれている		
ものは、次のとおりであります。	ものは、次のとおりて	ごあります。		
未払費用 1,33	50百万円 未払費用	1,939百万円		
2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計	額 2.有形固定資産より招	空除した減価償却累計額		
建物 建物 9	01百万円 建物	1,214百万円		
器具備品 6.	57 器具備品	733		
合計 1,5	59 合計	1,948		

損益計算書関係

前事業年度		当事業年度	
(自 2022年4月1	∃	(自 2023年4月1日	3
至 2023年3月31	日)	至 2024年3月31日	∃)
1 . 関係会社に係る注記		1.関係会社に係る注記	
区分掲記されたもの以外で関	係会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関	係会社に対するもの
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。	
受取配当金	7,634百万円	受取配当金	7,050百万円
2.固定資産除却損		2.固定資産除却損	
建物	0百万円	建物	-百万円
器具備品	0	器具備品	0
ソフトウェア	52	ソフトウェア	30
合計	52		31

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額 2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額24,877百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,830円基準日2022年3月31日効力発生日2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月30日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額55,782百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額10,830円基準日2023年3月31日効力発生日2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 28,174百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 5,470円
 基準日
 効力発生日
 2024年3月31日
 2024年6月28日

金融商品関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとん どないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議 で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

			(
	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2)その他(デリバティブ取引)	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費 用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので あることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

()市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	4年以出	1年超	5年超	10年超
	1年以内	5年以内	10年以内	10十起
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	1
未収委託者報酬	26,116	-	-	1
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額 (単位:百万円)			円)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託 (運用目的・その他)	-	42,108	•	42,108
資産計	-	42,108	•	42,108
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、 親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり ます。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位:百万円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-

(2)その他 (デリバティブ取引)	24	24	-
負債計	24	24	-

- (注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費 用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので あることから、記載を省略しております。
- (注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、 上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等()	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

- ()1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
 - 2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超	5年超	10年超
		5年以内	10年以内	10十位
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時 価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額		(単位:百万円	3)
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(運用目的・その他)	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引 (通貨関連)	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類

しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2023年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分当事業年度
(百万円)子会社株式9,919関連会社株式106

4. その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取 得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取 得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

市場価格のない株式等(貸借対照表計上額235百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,557百万円)は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2024年3月31日) 該当事項はありません。
- 3 . 子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等(貸借対照表計上額174百万円)及び組合出資金等(貸借対照表計上額1,638百万円)については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	46	46

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うちー年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

退職給付関係

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)	退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
-----	----------------------

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	1,476
退職給付の支払額	1,133
その他	83
	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	19,378
	1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%	
株式	27%	
生保一般勘定	11%	
生保特別勘定	7%	
その他	21%	
合計	100%	

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率1.4%退職一時金制度の割引率1.1%長期期待運用収益率2.35%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4)	退職給付費用及びその内訳項目の金額
-----	-------------------

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

1 = 3 (= 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0
債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率1.8%退職一時金制度の割引率1.3%長期期待運用収益率2.35%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末	当事業年度末
(2023年3月31日)	(2024年3月31日)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生	
内訳		の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	1,696	評価性引当額	1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	171	資産除去債務に対応する除去費用	109
関係会社株式評価益	84	関係会社株式評価益	85
その他有価証券評価差額金	102	その他有価証券評価差額金	146
前払年金費用	481	前払年金費用	581
繰延税金負債合計	840	繰延税金負債合計	922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法率との差異の原因となった主な項目別の内	訳
法定実効税率 (調整)	31.0%	法定実効税率 (調整)	31.0%
交際費等永久に損金に算入されない項 目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項 目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入され		受取配当金等永久に益金に算入され	
ない項目	6.4%	ない項目	5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	0.6%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外		外国子会社からの受取配当に係る外	
国源泉税	0.7%	国源泉税	0.5%
その他	0.8%	その他	0.2%
- 税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	- 税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%
_		_	

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関す る取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに 関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位:百万円)

				H 3 TT 1 3 1994 H	# /J /H
		前事業年度		当事業年度	
	自	2022年4月 1日	自	2023年4月 1日	
	至	2023年3月31日	至	2024年3月31日	
期首残高		1,123		1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加		-		-	
資産除去債務の履行による減少		-		-	
期末残高		1,123		1,123	

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	· H
	前事業年度
区分	(自 2022年4月 1日
	至 2023年3月31日)
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬(注)	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	当事業年度
区分	(自 2023年4月 1日
	至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬(注)	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

(注)成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1.セグメント情報
 - 当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ)子会社等

	A14				議決権等	関連出事者との		取引		期末
種類	会社等	所在地	資本金	事業の内容	の所有	関連当事者との 関係	取引の内容	金額	科目	残高
	の名称				(被所有)割合			(百万円)		(百万円)

							資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001	
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	沓全管押	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済	6,489			
							貸付金利息	44	未収利息	11	

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手数料	5,773

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.関連当事者との取引

(ア)親会社及び法人主要株主等

	() ()		~ ~~~							
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借 入	141,800	短期借入	
親会社	野村ホールディングス	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会 社業	被所有100%	経営管理	資金の返 済	128,100	金	13,700
	株式会社						借入金利息	123	未払利息	19

(イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
	ノムラ・エー						資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
子会社	エム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

(ウ)兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村證券株式 会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取取 及び売出の取 扱ならびに扱 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	30,272	未払手数料	7,148

(エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - (*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
 - (1)親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1株当たり情報

前事業年度		当事業年度	
(自 2022年4月1日		(自 2023年4月1日	
至 2023年3月31日)		至 2024年3月31日	l)
1 株当たり純資産額	17,016円74銭	1 株当たり純資産額	11,677円62銭
1株当たり当期純利益	5,060円34銭	1 株当たり当期純利益	5,471円85銭

株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 26,064百万円 普通株式に係る当期純利益 26,064百万円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在 | 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在 株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎

損益計算書上の当期純利益 28,183百万円 普通株式に係る当期純利益 28,183百万円

普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 5,150,693株

第2【その他の関係法人の概況】

1名称、資本金の額及び事業の内容

<更新後>

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三菱UF J信託銀行株式会社 (再信託受託者:日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

^{* 2024}年6月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容		
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金		
エービーエヌ・アムロ・クリア	5,905百万円 融商品取引業を営んでいます。			
リング証券株式会社	5,905日71日			
シティグループ証券株式会社	96,307百万円			

^{* 2024}年6月末現在

3資本関係

<訂正前>

(2023年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

<訂正後>

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(2024年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年8月30日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信の2023年7月9日から2024年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS ロシア株式指数連動型上場投信の2024年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 1.重要な会計上の見積りに関する注記に記載されているとおり、一部の市場におけるロシア関連 資産は、本邦投資家による取引が困難な状況が継続しており、取引再開の見通し及び換金できる見 込みが立たないことから、ファンドが組み入れている当該市場におけるロシア株式等は、ゼロ円で 評価されている。
- 2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、委託会社は2024年8月22日、上場廃止に向けて当ファンドの信託終了日を定める約款変更を行なう方針を決定した。
- 3. 追加情報の注記に記載されているとおり、ファンドが保有しているロシア株式等は売買が困難な状況が継続しているため、2022年2月24日以降の申込に関して、ファンドの設定および解約の申込の受付けは停止されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)



独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

尚

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 一御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 湯 原

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水 永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

EDINET提出書類 野村アセットマネジメント株式会社(E12460) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められて いるその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

- (注) 1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。